

# 後見開始審判申立費用助成のご案内

成年後見制度の申立てを行おうとする人が、申立てを行うための費用を負担できない場合において、申立てに係る費用の一部又は全部を助成します。

## 1. 助成対象となる人

- (1) 市長が後見開始審判等の請求を行った申立対象者
- (2) 申立対象者が成年後見制度を受ける必要性の高い65歳以上の人で、申請者(申立人)及び申立対象者のいずれもが次の要件のいずれかに該当した場合
  - ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者
  - イ 市民税・府民税非課税者で前号に規定する被保護者に準じる者

## 2. 助成内容

審判費用のうち、申立てに要する郵便切手代及び収入印紙代、診断書作成費用、鑑定料(上限100,000円)を対象とします。

## 3. 申請に必要な書類

- ア 後見開始審判申立費用助成金交付申請書(様式第1号)
- イ 申請者(申立人)及び申立対象者の直近の市民税・府民税(所得・課税)証明書又は生活保護受給証明書
- ウ 申請者(申立人)と申立対象者が4親等以内であることの続柄を証す書類
- エ 誓約書(様式第2号)
- オ 後見開始の審判書等の写し、当該申立てに添付した診断書の写し及び後見開始の審判等の申立てに要する費用の支払いを証する書類

## 4. 申請期限

申請書の提出期限は、予納郵便切手返還の後、申立費用が確定してから60日以内になります。

## 5. 申請後の流れ

申請後は内容を審査の上、助成金決定（または不交付）通知書を通知いたします。助成が決定した場合は、当該請求者が指定する金融機関の口座を記入するための書類を送付しますのでご提出ください。

提出された口座に助成金を振り込みます。

**【お問い合わせ】**

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

大阪府和泉市役所福祉部

高齢介護室高齢支援担当

T E L : 0725-99-8132 (直通)

F A X : 0725-40-3441

